

区長報告第十号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七百七十九条第一項の規定に基づき、令和三年度港区一般会計補正予算（第七号）を令和三年十二月二十日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和三年十二月二十七日

港区長 武井雅昭

令和 3 年度

港区一般会計補正予算（第 7 号）

## 令和3年度港区一般会計補正予算（第7号）

令和3年度港区の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ952,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,232,885千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月20日専決

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		27,935,578	952,279	28,887,857
	2 国庫補助金	11,650,110	952,279	12,602,389
歳入合計		174,280,606	952,279	175,232,885

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民生費		60,406,535	952,279	61,358,814
	2 児童福祉費	38,341,189	952,279	39,293,468
歳 出 合 計		174,280,606	952,279	175,232,885